

ユーロ建貿易の広がりについて — 「ユーロ体制」論構築にむけての一階梯¹⁾ —

奥 田 宏 司

はじめに

I, ユーロ建貿易の現状と「インボイス通貨理論」

- 1) 各地域（各国）の貿易におけるユーロの利用
- 2) グラスマン的「法則」とそれ以後の「インボイス通貨論」の概要

II, 中・東ヨーロッパの為替制度とユーロ建貿易

- 1) 中・東ヨーロッパの為替制度とインボイス通貨
- 2) 中・東ヨーロッパ諸国の輸出におけるインボイス通貨

III, ユーロ地域内各国の各地域への輸出とインボイス通貨

IV, イギリス, 日本の輸出におけるインボイス通貨

まとめ

はじめに

1999年のユーロの登場以後、21世紀になって「貿易におけるインボイス通貨論」と「為替媒介通貨論」²⁾の見直し、再検討が必要になってきた。というのは、ユーロ地域諸国相互の貿易ではもちろんユーロが用いられ、さらに、中・東ヨーロッパのEU諸国、EU加盟をめざしている諸国の貿易においてユーロの利用が急速に高まってきたという事情と、ユーロの登場によってヨーロッパ主要国諸通貨間の交換が不必要になり、為替媒介通貨の必要性が低下してきたからである。ユーロは少なくとも直物市場においては為替媒介通貨として機能しているが、それは主に通貨統合に参加していないヨーロッパ諸通貨間の交換においてであるといえよう³⁾。この2つの論点のうち、ユーロの為替媒介機能については別に論じているので⁴⁾、小論では「インボイス通貨」について論じたい。

ヨーロッパ中央銀行（ECB）の最近の文献に「インボイス通貨」に関する記述が多く見られ

る。それには、いわゆる「グラスマンの法則」（その概要については小論第1節第2項を参照）がそのまま適用できない諸現象が出てきているとECB諸文書が指摘する事情と、それ以上に重要なこととして、通貨統合に未参加の中・東ヨーロッパ諸国の貿易においてユーロの利用が高まっていることを背景にして、その諸要因を明らかにしようとする事情がある。

われわれもユーロの登場後の貿易通貨がどのように変化したのか関心を寄せるところである。ところが、ECBの諸文書を読んでわかりにくい点、納得できない点がある。それは、「グラスマンの法則」に合致しない諸現象が出ていているということと、通貨統合に未参加の中・東ヨーロッパ諸国（IMFの分類では途上国）が貿易にユーロを利用することが高まっているという事態との関連である。通貨統合に未参加の中・東ヨーロッパ諸国がユーロの利用を高めていることが「グラスマンの法則」と合致しない現象を生み出しているのではないであろう。そもそも「グラスマンの法則」の適用範囲は西ヨーロッパの先進諸国間貿易であったはずである。したがって、ユーロ登場後の先進諸国間貿易に利用されるインボイス通貨の論議と中・東ヨーロッパ等の諸国がユーロの利用を高める要因を分析する論議とは別のものとして取り扱う必要があろう。そこで、ECBの諸文書に対する批判的な見地をもちながら、ユーロ建貿易の広がりについて論じていくことにしよう。

I, ユーロ建貿易の現状と「インボイス通貨理論」

1) 各地域（各国）の貿易におけるユーロの利用

各国（各地域）の貿易においてユーロがどれくらいの地位を占めているのか、このことが簡単に見られるのはECBのレビューの文書である。第1表から第3表がそれである。第1表はユーロ地域諸国のユーロ地域外諸国との貿易におけるユーロの利用率である（もちろん、ユーロ地域諸国間貿易ではユーロが用いられているということが想定されている）。2004年の輸出では多くの諸国が60%前後を占め、輸入では50%前後となっている（スペインでは61%）。それ故、ユーロ地域諸国間の貿易を加えると、これらユーロ地域諸国の貿易全体におけるユーロの利用は80%前後になろう⁵⁾。もう1つ、この表で重要なのは01年と比べて率が高まってきていることである。輸出ではドイツ、ベルギー、スペイン等が10%以上の上昇となっており、輸入では多くの国が5%以上の上昇となっている。

第2表にはユーロ地域外諸国の輸出におけるユーロの利用が示されている。また、同表にはこれら諸国の全輸出に占めるユーロ地域に対する輸出の比率が示されている。第1欄は04年末当時EUに加盟していた諸国であり、第2欄はEU加盟交渉中または交渉対象国である。第1欄の諸国（イギリス、デンマークを除いて——これらの国については後述）ではスロベニア、ハンガリー（03年）が80%を越え、チェコ、エストニア、ポーランドが70%以上あるいは70%弱

第1表 ユーロ地域の域外との貿易におけるユーロの利用率 (%)

	輸 出				輸 入			
	2001	2002	2003	2004	2001	2002	2003	2004
ベルギー ¹⁾	46.7	53.5	55.3	57.7	47.2	53.6	57.7	55.5
フランス ²⁾	47.1	51.0	52.7	52.7	44.4	46.9	45.3	45.3
ドイツ	...	49.0	63.0	61.3	...	48.0	55.2	52.8
ギリシャ	23.5	39.3	47.3	44.3	29.3	35.8	39.6	40.6
イタリア	52.7	54.1	58.2	59.7	40.8	44.2	44.5	44.5
ルクセンブルグ	...	51.5	52.7	62.7	...	31.6	41.6	49.4
ポルトガル	43.5	48.4	54.6	57.6	53.6	57.5	59.2	58.8
スペイン	52.0	57.5	61.7	62.6	49.7	55.9	61.1	61.1

注1) 2001年についてはベルギーとルクセンブルグ。

2) 2004年については2003年のデータにもとづく推定。

出所: ECB, *Review of the International Role of the Euro*, Dec. 2005, pp. 29 - 30.

第2表 ユーロ地域外諸国の輸出におけるユーロの利用率 (%)

	ユーロの利用率				各国の全輸出に占めるユーロ地域への輸出の比率			
	2001	2002	2003	2004	2001	2002	2003	2004
(1) EU加盟国								
キプロス	30	32	19	22	23	28
チェコ ¹⁾	69	68	70	72	62	61	63	62
デンマーク	33	36	35	34	44	43	44	44
エストニア ¹⁾	...	65	70	72	41	37	39	40
ハンガリー ²⁾	79	83	85	...	69	66	65	62
ラトヴィア	41	48	42	48	30	29	30	25
リトアニア	28	37	47	50	26	26	27	30
ポーランド	57	60	65	69	59	58	58	56
スロベニア	85	87	87	88	58	55	55	53
イギリス	23	21	54	55	53	52
(2) EU加盟交渉国								
ブルガリア	48	52	61	62	51	52	53	51
クロアチア	63	69	72	69	51	49	52	49
ルーマニア	56	59	64	66	62	61	60	58
トルコ	...	47	49	49	43	41	42	41
(3) その他のヨーロッパ								
マケドニア	...	66	67	76	46	44	40	38
ウクライナ	3	5	6	8	16	16	17	17
(4) その他								
オーストラリア	1	1	1	1	7	7	6	7
インドネシア	2	2	2	1	11	11	11	10
日本	8	9	10	...	12	11	12	12
パキスタン	2	4	7	...	19	19	20	21
韓国	1	6	8	...	10	10	10	11
タイ	3	3	3	...	12	11	11	11

注1) 2004年は第一四半期 2) 2004年については資料収集方法に変化がある。

出所: *Ibid*, p. 31.

の高い率になっている。しかも、その率が年々高まってきている。さらに重要なことは、これらの比率がこれら諸国のユーロ地域への輸出の比率を上回っていることである。例えば、スロベニアのユーロ建輸出は88%であるのに、同国のユーロ地域への輸出は53%にとどまっている。エストニアでも同様である。ユーロ建輸出比率は72%であるのに、ユーロ地域への輸出は40%である。ということは、これらの諸国のユーロ地域外諸国との「第3国間貿易」においてもかなりの程度、ユーロ建輸出が行なわれていることを示している。

第2欄の諸国でも同様のことが言える。トルコを除いてユーロ建輸出比率は04年に60%を超え、01年と比べて率が高まってきている。また、その比率はユーロ地域への輸出比率を上回っている。これらの諸国でもユーロ地域外の「第3国間貿易」においてかなりの程度、ユーロ建輸出が行なわれているのである。

しかし、EU加盟国でありながらイギリス、デンマークのユーロ建輸出率はそれほど高くない。その他の先進国ではさらに低い。デンマークは04年に34%、しかも、やや率が低下気味である。さらに、同国のユーロ地域への輸出の比率は44%と、後者の率の方が高くなっている。イギリスも同様で、02年のユーロ建輸出比率は21%で、ユーロ地域への輸出は55%である。日本も同様で、ユーロ建輸出比率が03年に10%、ユーロ地域への輸出は12%で、後者が上回っている。ユーロ地域への輸出においてかなりの部分、ユーロ以外の自国通貨等が利用されているのである。

第3表は、輸入において第2表と同じことを示している。改めて指摘するほどでもないが、中・東ヨーロッパ諸国はユーロ建輸入を高めてきており（スロベニアは04年に83%、クロアチアは78%、ハンガリーは03年に72%、ルーマニアは70%、チェコは69%、ポーランド、エストニアは62%などとなっている）、その率はユーロ地域からの輸入の比率を上回っている。中・東ヨーロッパ諸国の輸入では「第3国間」でもユーロが利用されているのである。

しかし、アメリカ以外の先進諸国では異なっている。EU加盟国のイギリス、デンマークのユーロ建輸入は30%前後であり、それはユーロ地域からの輸入の率を下回っている。ユーロ地域からの輸入のかなりは自国通貨等が利用されているのである。オーストラリア、日本ではユーロ建輸入比率はさらに低く、他方、ユーロ地域からの輸入の比率はそれを上回っている。ユーロ地域からの輸入において自国通貨、ドルが利用されていると考えられる。

以上がECBレビューによるユーロ建貿易の現状の概略であるが、2006年8月に公刊されたAnnette KampsによるECBのワーキング・ペーパーからはより詳細な統計が得られる。しかし、その全体を示すのは煩雑にもなるので、のちに、小論の展開に必要な範囲で示すことにしよう。

さて、以上のユーロ建貿易の現状から、中・東ヨーロッパの貿易におけるインボイス通貨のあり様と、EU加盟国であるにもかかわらずユーロに参加していないイギリス、デンマークの

第3表 ユーロ地域外諸国の輸入におけるユーロの利用率 (%)

	ユーロの利用率				各国の全輸入に占めるユーロ地域からの輸入の比率			
	2001	2002	2003	2004	2001	2002	2003	2004
(1) EU加盟国								
キプロス	・・・	・・・	45	53	40	43	45	53
チェコ ¹⁾	67	67	68	69	57	56	55	54
デンマーク	35	37	32	33	50	51	50	49
エストニア	・・・	59	61	62	39	41	40	47
ハンガリー ²⁾	71	73	72	・・・	53	51	51	58
ラトヴィア	41	39	50	53	40	41	39	34
リトアニア	38	48	53	55	35	35	35	36
ポーランド	57	60	60	62	53	53	53	52
スロベニア	79	83	82	83	64	64	64	70
イギリス	19	27	・・・	・・・	49	53	52	50
(2) EU加盟交渉国								
ブルガリア	55	60	63	64	45	46	45	44
クロアチア	73	77	78	78	50	50	51	49
ルーマニア	61	66	68	70	52	53	53	51
トルコ	・・・	37	40	40	38	39	39	38
(3) その他のヨーロッパ								
マケドニア	64	68	71	75	39	51	45	40
ウクライナ	・・・	11	15	14	19	20	20	20
(4) その他								
オーストラリア	9	9	9	9	15	16	17	17
インドネシア	6	6	6	6	10	9	9	9
日本	3	4	5	・・・	10	10	10	10
パキスタン	4	7	9	・・・	12	13	13	11
韓国	1	5	6	・・・	8	9	9	8
タイ	5	5	4	・・・	10	9	8	8

注1) 2004年は第一四半期の数値

2) 地域区分の変化により2004年のユーロ地域からの輸入比率は10%以上高まった。

出所: *Ibid*, p. 32.

場合も含めて日本やオーストラリア等の先進国のあり様は異なることが明らかであろう。したがって、世界の貿易におけるユーロの利用については一様には論じられないのである。そこで、1960年代、70年代の西ヨーロッパにおける貿易の実状をもとに論理化されていった「インボイス通貨論」、さらに、最近におけるそれとは異なる諸現象の現出とその現象の「理論化」を次に見ることにしよう。

2) グラスマン的「法則」とそれ以後の「インボイス通貨論」の概要

国際貿易におけるいわゆる「インボイス通貨論」はS.Grassmanによって開始されたといっ
てよいだろう。筆者は以前の拙書でS.Grassmanの研究成果の概要を紹介した⁶⁾。グラスマン
氏は、スウェーデン中央統計局が1968年の貿易取引の中から無作為に抽出した約1万件のサン

プルに対して行なったアンケート調査をもとに研究を行なっている。その成果は、のちに「グラスマンの法則」と呼ばれようになった。つまり、西ヨーロッパ各国相互の貿易では輸出においては輸出国通貨がもっとも多く利用され、次に輸入国通貨が利用され（輸入国経済規模が輸出国規模を上回る場合、輸入国通貨が利用されることが多い）、ドルの利用は限定的であるというものである。この見解は、S.A.B.Pageによるスウェーデン以外の西欧各国についての研究によって西ヨーロッパ全域において適用できるものであることが実証されていった⁷⁾。

グラスマンらの「インボイス通貨論」は西ヨーロッパ諸国間の貿易を中心に展開されたものであり、また、この議論は拙書でも述べたが、A.Swobodaによってすでに論じられていたインターバンク外国為替市場における「為替媒介通貨論」と結びつけられていった。それはR.I.McKinnonの理論的研究によるところが大きい⁸⁾。それを筆者流に簡単にまとめてみると、グラスマンが明らかにしているように種々の通貨で貿易取引している顧客の故に西ヨーロッパの諸銀行は種々の通貨で為替持高をもつようになった。その解消のためにドルを為替媒介に利用するというものである。70年代はもちろん、80年代中期までインターバンク・外為市場における取引は、ほとんどがドルを一方とする取引である。例えば、マルクとポンドといえども取引額が一定規模に達しないことから、直接にはほとんど取引されず、ドルを媒介になされていた。

このように、「グラスマンの法則」といわれる「インボイス通貨論」はきわめて西欧的な議論であり（注7に記載のように80年代には西欧と日本の貿易にも適合するようになっていったが）、為替媒介通貨論と一体となって完成されていった。

ところが、前出のECBの諸文書は「グラスマンの法則」に合致しない諸現象が出てきているという。ECBは2001年以来、ユーロの国際的役割について定期的にレビューを行なっているが、2005年1月のレビューにおいて貿易におけるインボイス通貨について注目すべき論点提起を行なった。05年1月の文書においては簡潔な指摘にとどまっていたが、同年12月のレビュー、さらに、その文書の土台となるものとなった06年8月の文書（個人A.Kampsの名が付された文献）で、その論点が深められ、詳細に議論が展開されている。

これら3つの文書に共通していることは、「pricing to market」という視点を重視していることである。この議論はもともとはP.クルーグマン、R.ドーンブシュによるもので、異なる市場において異なる価格を設定しようとする独占的企業のビヘイビアをとらえようとするものである。少し説明すると、商品の需要弾力性は国ごとに異なり、独占的企業はそれを利用することで優位性を確保しようとする。独占的企業はそのために市場ごとに異なる輸出価格戦略をとり、結果的に多くは輸出においてローカル通貨の利用となる。また、為替相場が変化し、そのために名目価格が変化するなかで、ローカル市場で競争に直面している輸出業者は、ローカル通貨を利用することで、為替相場変動によって企業間競争で敗退につながるのを避けようとするというのである⁹⁾。この論議は一般均衡理論の中で位置付けられていく¹⁰⁾。その際、「為替

相場のpass-through」¹¹⁾ というタームが重要になる。ミクロ経済レベルでは企業の利潤最大化、マクロ経済レベルでは貿易通貨の選択が諸国間のビジネスサイクル（景気循環）の相関及び金融政策の伝導に影響を及ぼす。貿易通貨選択が「為替相場のpass-through」にどのような因果関係を持っているのが最近の文献で分析され、それが「新しいオープン・マクロ経済学」での中心テーマになったという¹²⁾。少し敷衍すると、伝統的なマクロ経済的議論では、輸出国は為替変動による影響を避けるために自国通貨を利用する。その結果、為替変動は輸入財の価格に転嫁される。しかし、「新しいオープン・マクロ経済学」では「市場順応的価格設定」が考慮されている。ここではローカル通貨でインボイスされ、価格は為替変動に左右されない。「価格不安定」と「販売量不安定」のどちらを選ぶかの選択のなかで後者の問題が重視されるのである。輸出業者が自国通貨で輸出すれば、受け取る価格は知りうるが、販売量は不安定になる。輸出される商品の需要が価格に対して弾力的であれば、輸出業者は競争者（ここでは輸入国）の通貨で価格設定を行なうだろう¹³⁾。

以上が、「グラスマンの法則」に合致しない現象の表れとそれを説明する「新たな法則」である。しかし、この議論は、大部分が先進国間の貿易に適用される「法則」であろう。ユーロの登場後、中・東ヨーロッパにおいて広がっていった貿易におけるユーロの利用を説明する議論であろうか。

ECBの諸文書で述べられる「pricing to market」の考え方と、同じくECB諸文書で言われる「EUに加盟していること、もしくは将来加盟する可能性にあることが、インボイス通貨としてユーロを選択する際に決定的な役割を果たす」¹⁴⁾ ということとは、どのような関連があるのか。ECBの諸文書では不明確である。「pricing to market」の考え方が適用されるのは先進国間の貿易にとどまるのではないだろうか。06年8月の文書はもとより3つの文書にはこのことについては言及していない。グラスマン等の論者の見解は、西欧諸国間の貿易を一般化したもので、先進国と途上国、途上国どうしの貿易にはそのまま適用されるものではなかった。「pricing to market」のような「新しいインボイス通貨論」もそうであろう。そこで、中・東ヨーロッパ諸国がユーロを貿易において利用するのはなぜか、別の視点でとらえる必要がある。

II、中・東ヨーロッパの為替制度とユーロ建貿易

1) 中・東ヨーロッパの為替制度とインボイス通貨

ECBの06年8月の文書(A.Kamps)が言うように、「EUに加盟していること、もしくは将来加盟する可能性にあることが、インボイス通貨としてユーロを選択する際に決定的な役割を果たす」¹⁵⁾。とりわけ、イギリス、デンマーク以外のこうした国々においてはそうである。これらの国々は途上国であり、何らかの形で為替政策をユーロに基準をおいて実施している¹⁶⁾。

第4表にユーロにリンクした為替制度を採用している諸国の一覧が示されている（2005年12月1日現在）。ERM IIに参加している諸国（エストニア、ラトビア、スロベニア等）、ユーロへ実質的にペッグしている諸国（ハンガリー、クロアチア、ルーマニア等）、ユーロをベースにしたカレンシー・ボード制を採用している諸国（ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ）、ユーロ化した諸国（コソボ、モンテネグロ等）等が見られる。ポーランド、アルバニア等は変動相場制となっているが、それは一応の分類のことで実質的に変動相場制を採用している国は、イギリス、スウェーデンぐらいであろう。

第4表 ユーロになんらかの方法でリンクしている各国の為替制度（2005年12月1日現在）

EU諸国	ERM II	キプロス、デンマーク、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、スロベニア、スロヴァキア
	ユーロに対するペッグ制度	ハンガリー
	ユーロを参考通貨とする管理変動相場制	チェコ
	変動相場制	スウェーデン、イギリス、ポーランド
EU加盟交渉国	ユーロ化した国	コソボ、モンテネグロ
	ユーロをベースにしたカレンシー・ボード制	ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ
	ユーロに対するペッグあるいはユーロを参考通貨とする管理変動相場制	クロアチア、マケドニア、ルーマニア、セルヴィア
	変動相場制	アルバニア、トルコ
その他	ユーロ化した国	サンマリノ、バチカン、モナコ
	ユーロに対するペッグ制度	CFAフラン地域など
	SDR、その他通貨（ユーロを含む）のバスケット制	ロシア、リビア、ボツワナ、モロッコ、チュニジア、バヌアツ

出所：Ibid, p. 50.

ユーロを基準通貨とし、ユーロに対して自国通貨の相場を維持する為替政策をとっている場合、その国の貿易業者はユーロを使って貿易を行なうことが利益となろう。何故なら、為替リスクが少なくなり、手取りされたユーロの利用が簡便であり、ユーロの運用・調達が容易となるからである。しかも、1国だけでなくユーロを基準通貨とする地域が中・東ヨーロッパ全体に広がって、世界貿易における占めるユーロ建貿易の比重が高くなり、「market power」が出来上がっていているのである。前項で述べた「新しいオープン・マクロ経済学」における「市場順応的価格設定」ではなく、このことが中・東ヨーロッパ諸国のユーロ地域との貿易だけでなく、中・東ヨーロッパにおける「第3国間」貿易でもユーロが利用される理由であろう。

中・東ヨーロッパにおける為替政策 (=ユーロの基準通貨化) を見逃して、ユーロの貿易におけるインボイス機能を議論することは無意味と言わざるを得ない¹⁷⁾。この点において、筆者とECBの諸文書との視点の差異が明瞭である¹⁸⁾。

2) 中・東ヨーロッパ諸国の輸出におけるインボイス通貨

前節で見たように、中・東ヨーロッパのEU加盟国の輸出におけるユーロ建比率は高い国で80%を超え、多くの国で70%前後であった。その比率は、各国の全輸出に占めるユーロ地域への輸出比率を上回っていた。そこで、IMFの*Direction of Trade Statistics*により中・東ヨーロッパ諸国の各地域への輸出比率を算定しよう。また、A.Kamps の06年8月文書では、42か国のインボイス通貨がユーロ、ドル、自国通貨に区分して示されている (いくつかの国についてはドル、自国通貨の欠落部分があるが)。中・東ヨーロッパ諸国のいくつかの国についてはドル、自国通貨でのインボイス比率がわかるから、各地域への輸出比率と合わせてユーロ建貿易について、一定の事情が推定できるかもしれない¹⁹⁾。

まず、チェコを取り上げよう²⁰⁾。それはチェコが中・東ヨーロッパ諸国の中で最も工業化の進んでいる国の一つであるからである。Kamps の06年8月文書から、チェコの貿易におけるインボイス通貨を見ると第5表のようになっている。ユーロ70%、ドル14%、チェコ・コロナ10%、その他通貨7%である。一方、同国の各地域への輸出は第6表のようである。

第6表の分析に入る前に地域分類について触れておこう。小論ではIMFの区分と異なり、ヨーロッパの先進国と途上国を合わせて「ヨーロッパ」としてまとめ、ヨーロッパを、ユーロ地域、EUに参加しながら通貨統合に未参加の先進諸国 (イギリス、デンマーク、スウェーデン)、EUに未参加の先進諸国 (スイス、ノルウェー、アイスランド)、EUに加盟もしくは加盟交渉 (対象) にある中・東ヨーロッパ諸国 (ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア、スロベニア、トルコの14カ国)、ロシア、その他のヨーロッパの途上国に分類した。この分類によって各地域の特性が区分でき、あわせてユーロ地域の各地域との経済的結びつきの濃淡がおおよそ分類できよう。

第5表 チェコ、ハンガリー、ポーランドの輸出通貨区分 (%)

	ユーロ	ドル	自国通貨	その他
チェコ ¹⁾	70.3	13.5	9.6	6.6
ハンガリー ²⁾	84.8	9.6	2.3	3.3
ポーランド ³⁾	69.3	21.4	5.1	4.2

注1) 2003年 2) 2004年 3) 2004年

出所: Annette Kamps, *The Euro as Invoicing currency in International Trade*, Aug. 2006. (ECB Working Paper Series NO.665) Table A1より。

第6表 各国の各地域に対する輸出額と比率 (100万ドル, %)

	チェコ ¹⁾	ハンガリー ²⁾	ポーランド ³⁾
(1) ヨーロッパ	45,213 (93.2)	49,124 (89.7)	68,386 (92.7)
①ユーロ地域	30,501 (62.9)	34,126 (62.3)	41,451 (56.2)
②イギリス, デンマーク, スウェーデン	3,463 (7.1)	3,642 (6.6)	8,212 (11.1)
③スイス, ノルウェー, アイスランド	885 (1.8)	824 (1.5)	1,871 (2.5)
④中・東ヨーロッパ13カ国 ⁴⁾	9,112 (18.8)	8,443 (15.4)	10,749 (14.6)
⑤ロシア	583 (1.2)	908 (1.7)	2,843 (3.9)
⑥その他のヨーロッパの途上国	669 (1.4)	1,181 (2.2)	3,260 (4.4)
(2) アフリカ	177 (0.4)	243 (0.4)	487 (0.7)
(3) アメリカ	1,190 (2.5)	1,649 (3.0)	1,776 (2.4)
(4) カナダ, オーストラリア, ニュージーランド	137 (0.3)	147 (0.3)	450 (0.6)
(5) アジア	1,008 (2.1)	1,219 (2.2)	1,400 (1.9)
①日本	162 (0.3)	322 (0.6)	171 (0.2)
②その他	846 (1.7)	897 (1.6)	1,229 (1.7)
(6) 中東	570 (1.2)	1,137 (2.1)	548 (0.7)
(7) 西半球	194 (0.4)	262 (0.5)	615 (0.8)
(8) その他	8 (0.0)	1,002 (1.8)	119 (0.2)
(9) 合計	48,497 (100.0)	54,783 (100.0)	73,781 (100.0)

注1) 2003年 2) 2004年 3) 2004年 4) EUあるいは加盟交渉国など(ブルガリア, クロアチア, キプロス, エストニア, ハンガリー, ラトヴィア, リトアニア, マルタ, ポーランド, ルーマニア, スロヴァキア, スロベニア, トルコ, チェコ)——当該国を入れて14カ国
出所: IMF, *Direction of Trade Statistics Yearbook 2006*より作成。

さて、第6表からチェコの輸出のうち、ユーロ地域が63%、イギリス、デンマーク、スウェーデンの3カ国が7%、中・東欧のEU加盟国あるいは加盟交渉等の13カ国²¹⁾が19%などとなってヨーロッパ全域では93%もの高さになっている。

さて、第5表、第6表からどのようなことが推定できるであろうか。第1に、ユーロ建輸出が70%であり、ユーロ地域への輸出が63%である。ユーロ地域への輸出の全額がユーロ建で行なわれていると厳密には言えないかもしれない。というのは、第1次産品の輸出も若干あるであろうし、チェコに進出している米系子会社等はドル建で輸出している場合も考えられるからである。しかし、それらはごく少ない部分であろうから、ここでは、ユーロ地域への輸出はユーロで行なわれているとしよう。そうすれば、ユーロ建輸出比率とユーロ地域への輸出比率の差、約7%が「第3国間」の輸出に使われているユーロの率ということになる。この約7%は大きいものではない。第6表の中・東ヨーロッパ(13カ国)への輸出比率は19%となっている。チェコのこれら諸国への輸出においてユーロ建は一部、3分の1程度であると想定される。残りは、自国通貨も含め種々の通貨で行なわれていると考えられる。チェコの場合、自国通貨(チェコ・コナ)の利用率が途上国に分類される国でありながら約10%とかなり高い。おそらく、中・東ヨーロッパ諸国への輸出において、チェコ・コナが一部使われているのであろう。

さらに、「その他通貨」が約7%ある。これは、イギリスやデンマーク、スウェーデンへの輸出の際、ポンドやデンマーク・クローネ、スウェーデン・クローナが大部分用いられているのであろう。これら3国への輸出比率は7%である。

ドルの比率は15%であり、アメリカ、アジア、中東、西半球、カナダ、オーストラリア等(=「ドル圏」)への輸出比率を加えても7%と15%には程遠い。したがって、中・東ヨーロッパの13カ国への輸出だけでなく、ロシア等への輸出においてもドルが一部利用されていると考えざるを得ない。

以上から、以下のことが言えよう。第1にチェコの対ユーロ地域への輸出ではほとんどすべてがユーロ建である。第2に、ユーロはチェコのユーロ地域外の中・東欧のEU圏への「第3国間輸出」において利用されているが、それは3分の1程度であり、ユーロ建輸出が圧倒的であるとは言えない。第3に、それら諸国への輸出においてはチェコ・コロナも使われている。第4に、イギリス、デンマーク、スウェーデンへの輸出においては相手国通貨が利用されているが、これは、チェコの企業が独占的企業として前節で論じた「市場順応的価格設定」を採っているというよりも、輸入国の経済規模が輸出国のそれを上回っていることから、輸入国通貨でインボイスされているからであり、中・東ヨーロッパへの輸出にコロナが一部使われるのといわゆる「グラスマンの法則」がなお通用していることを示すものであろう。第5に、ドルの利用は「ドル圏」以外においても一部使われているが限られている。

次にハンガリーを取り上げよう。インボイス通貨比率は第5表(ハンガリーについては03年ばかりでなく04年も明らかにされている)、同国の全輸出に占める各地域の比率は第6表である。ハンガリーにおいてはユーロ建輸出比率が85%と高く、一方、ユーロ地域への輸出比率が62%で、この2つの比率の差が23%となっている。それだけ、「第3国間輸出」においてユーロが多く利用されているのである。中・東ヨーロッパへの輸出比率は04年に15%であり、チェコの場合と異なり、ハンガリーの場合にはこれら諸国への輸出において大部分がユーロ建で行なわれていると推測される。このことを裏付けるように、チェコの場合と異なってハンガリー・フォリント建輸出比率が2%と低い。

「その他通貨」は3%であるが、これは、ほとんどイギリス、デンマーク、スウェーデンへの輸出においてポンド、デンマーク・クローネ、スウェーデン・クローナが使われているのであろう。ドルは10%であり、他方、アメリカ、中東、アジア、西半球等の「ドル圏」への輸出比率は約8%となっている。このことから、「ドル圏」以外へのドル建輸出はごく一部に限られていると考えられる。

もう一国、ポーランドを見ておこう。インボイス通貨比率は第5表、各地域への輸出比率は第6表である。ユーロ建輸出比率は04年に70%になっている。一方、ユーロ地域への輸出比率は56%であるから、これら2つの比率の差は14%であり、これが「第3国間輸出」に使われて

いるユーロである。中・東欧のEU加盟国、加盟をめざしている諸国への輸出比率が15%であるから、ポーランドのこれら諸国への輸出においてはほとんどがユーロ建だと推定できる。

自国通貨（ポーランド・ズロティ）は5%とチェコと比べると低いが、ハンガリーよりも高い比率である。中・東欧のEU加盟国、加盟をめざしている諸国への輸出においてごく一部、また、それら以外の「その他ヨーロッパの途上国」において利用されていることが考えられる。ドル建輸出比率は21%とかなり高く、「ドル圏」ばかりでなく、スイス、ノルウェー等への輸出ばかりでなく、イギリス、デンマーク、スウェーデンへの輸出にも利用されている可能性がある。というのは、「その他通貨」の率がイギリス、デンマーク、スウェーデンへの輸出（これら3カ国への輸出比率が11%にも上っている）に比べて4%と相対的に低く、ユーロとともにドルがイギリス、デンマーク、スウェーデンへの輸出に使われているのではないと思われる。

以上、3つの中・東ヨーロッパのEU加盟国を見てきた。国ごとに若干の差異はあるが、これら中・東ヨーロッパのEU加盟国、加盟をめざしている諸国間では、チェコのようになお低位な国が存在するとはいえ、おおよそユーロ建の輸出が行なわれており、この傾向がさらに高まっていくと考えてもよいであろう。

Ⅲ、ユーロ地域内各国の各地域への輸出とインボイス通貨

第1節で見たように、ユーロ地域諸国のユーロ地域外への輸出においてユーロの利用は60%前後に達している（第1表）。しかし、どの地域への輸出においてユーロが多く利用され、どの地域への輸出ではドルが一部使われているのかといった詳細なことはECBのレビューでは把握できない²²⁾。したがって、前節と同じようにKampsの06年8月文書とIMFの*Direction of Trade Statistics*を使って分析を続けよう。

まず、ユーロ地域の中心国のドイツである。第7表はドイツのインボイス通貨の率を示し、第8表はドイツの各地域に対する輸出比率を示している。ユーロ建輸出は60%強であるが、これがどの地域への輸出に使われているかこれらの表によっては定かでない。以下のいくつかの指標によって推定できるだけである。

第7表 ドイツ、フランスのユーロ地域外への輸出における通貨区分 (%)

	ユーロ	ドル	その他
ドイツ ¹⁾	61.1	24.1	14.8
フランス ²⁾	52.7	33.6	13.7

注1) 2004年 2) 2003年

出所：第5表と同じ。

第8表 ドイツ、フランスの各地域に対する輸出額¹⁾ (100万ドル, %)

	ドイツ ²⁾		フランス ³⁾	
(1) ヨーロッパ	678,080	<74.4>	284,306	<72.5>
①ユーロ地域	396,747	<43.5>	199,753	<50.9>
②イギリス, デンマーク, スウェーデン	109,650	(21.3)	45,129	(23.5)
③スイス, ノルウェー, アイスランド	42,178	(8.2)	14,226	(7.4)
④中・東ヨーロッパ14カ国 ⁴⁾	101,066	(19.6)	19,747	(10.3)
⑤ロシア	18,645	(3.6)	3,203	(1.7)
⑥その他のヨーロッパの途上国	9,794	(1.9)	2,248	(1.2)
(2) アフリカ	14,302	(2.8)	20,011	(10.4)
(3) アメリカ	80,552	(15.6)	26,297	(13.7)
(4) カナダ, オーストラリア, ニュージーランド	12,652	(2.5)	5,507	(2.9)
(5) アジア	82,166	(16.0)	26,873	(14.0)
①日本	15,789	(3.1)	6,085	(3.2)
②その他	66,377	(12.9)	20,788	(10.8)
(6) 中東	23,690	(4.6)	14,284	(7.4)
(7) 西半球	18,326	(3.6)	9,814	(5.1)
(8) その他	2,009	(0.4)	4,977	(2.6)
(9) 合計	911,777		392,069	
	(515,030 ⁵⁾)	(100)	(192,316 ⁵⁾)	(100)

注1) < > の比率は全輸出額に対する比率。

() の比率はユーロ地域向けを除いた輸出額に対する各地域への輸出額比率。

2) 2004年 3) 2003年 4) 14カ国は第6表の注4) と同じ。

5) 全輸出額からユーロ地域への輸出額を差し引いた輸出額。

出所: 第6表と同じ。

第1に, Kampsの06年8月文書において42カ国の貿易における通貨区分が示されているが²³⁾, その第7表とIMFの*Direction of Trade Statistics* を参考にすればユーロ地域の各国へのユーロ建輸出の比率が推定できるかもしれない。まず, アメリカへの輸出であるが, 第9表によるとアメリカの全輸入のうち90.3%がドルで, ユーロは2.0%にとどまっている。また, アメリカのユーロ地域からの輸入は全輸入のうちの14.8%である(第10表)。アメリカのユーロ建輸入がすべてユーロ地域からのものとして, この14.8%を分母に, 2.0%を分子にすると, その比率は13.5%になる(第10表)。つまり, ユーロ地域のアメリカへの輸出のうち約14%のみがユーロ建であり, 約85%はドル建だと考えても実際と大きく異なることはないであろう。04年のドイツのユーロ域外への輸出では24.1%がドル建であり, アメリカへの輸出はユーロ地域への輸出を除く部分のうち15.6%である。したがって, ドイツのアメリカへの輸出はドル建がほとんどで, 15%前後がユーロ建で, ドル, ユーロ以外の通貨が多く利用されるとは思われない。ドイツに限らずユーロ地域諸国, その他の先進諸国のアメリカへの輸出においては輸出企業による「市場順応的価格設定」が支配的でインボイス通貨がドルになっているのだと考えられる。ドイツのドル建輸出は対アメリカ以外にも中東, 西半球, アジアにおいても見られるだろう(後述)。

同様にして、イギリス、日本、オーストラリア、韓国、タイ、インドネシアについても輸入のユーロ建比率が知れる（第9表——残念ながらKampsは中東諸国、西半球諸国の通貨区分を示していない）。また、これら諸国のユーロ地域からの輸入比率も知れる（第10表）から、これら諸国のユーロ建輸入はすべてユーロ地域からのものとすれば、ユーロ地域のイギリスへの輸出の50%以上（27/46.8）、日本への輸出の40%以上（4.5/10.1）²⁴⁾、オーストラリアへの輸出の50%以上（9.4/17.5）、韓国への輸出の70%（6.1/8.7）、タイへの輸出の50%（4.3/8.2）、インドネシアへの輸出の60%（5.7/8.8）がユーロ建となる（第10表）。中東諸国、西半球諸国については通貨区分はわからないが、ユーロ地域のこれら諸国向けの輸出においてもユーロ建輸出が一定の比率（おそらくこれら諸国のユーロ地域からの輸入の約半分）に達しているものと考えられる。そうすると、ユーロ建貿易は「第3国貿易」には使われていなくても、ユーロ地域との貿易で全世界的に利用されているということになる。

しかし、ドイツやフランスにおいてもユーロ域外への輸出の3分の1から4分の1はドル建輸出である（第7表）。ドル建が高いと思われるのは中東、西半球である。それら両地域へのドイツの輸出比率は計で8.2%、フランスは12.5%である（第8表）。中東、西半球への輸出では少なくとも半分強がドル建で、その残りの一定比率がユーロ建であろう。そのように考えな

第9表 各国の輸入における通貨区分 (100万ドル, %)

	ユーロ	ドル	自国通貨	その他
アメリカ (03)	2.0	90.3	90.3	7.7
イギリス (02)	27.0	37.0	33.0	3.0
日本 (03)	4.5	68.7	24.6	2.2
オーストラリア (03)	9.4	47.9	32.6	10.1
韓国 (03)	6.1	78.3	・ ・ ・	15.6 ¹⁾
タイ (03)	4.3	76.0	5.6	14.1
インドネシア (04)	5.7	82.5	0.4	11.4

注1) 自国通貨の比率は示されず。残りを「その他」にした。

出所：第5表と同じ。

第10表 各国の輸入に占めるユーロ地域からの輸入の比率 (%)

	各国の全輸入に占めるユーロ地域からの輸入の比率	前表のユーロの比率を分子にした比率 (×100)
アメリカ (03)	14.8	2.0/14.8=13.5
イギリス (02)	46.8	27.0/46.8=57.7
日本 (03)	10.1	4.5/10.1=44.6
オーストラリア (03)	17.5	9.4/17.5=53.7
韓国 (03)	8.7	6.1/8.7=70.1
タイ (03)	8.2	4.3/8.2=52.4
インドネシア (04)	8.8	5.7/8.8=64.8

出所：第6表と同じ。

いとドイツのドル建輸出比率24%、フランスの34%は考えられない。また、アジアへの輸出でドル建が存在しよう。日本を除くアジア諸国のユーロ地域からの輸入において先程見たユーロ建を除く部分はほとんどがドル建であろう。日本においてもユーロ地域からの輸入の一部はドル建である。日本のEUからの輸入では円建が51%、ユーロ建が32%、ドル建が12%、ポンド建が3%などとなっている(04年上期)²⁵⁾。カナダ、オーストラリア等でもそうであろう。そうすると、ユーロ地域諸国の上に挙げた地域以外(ヨーロッパ全域)への輸出ではドル建はほとんど存在しないと考えられる。

さらに、ドイツ、フランスの「その他通貨」建輸出は15%、14%の高さになっている(第7表)。これは、日本のEUからの輸入では円建が51%にもなっていることから推定されるように、ドイツ、フランスのアメリカを除く先進各国(イギリス、デンマーク、スウェーデン、日本、スイス、カナダ、オーストラリア等)への輸出では相手国通貨がかなり高い比率で使われているからであると思われる。ドイツ、フランスのイギリス、デンマーク、スウェーデン、日本、スイス、アイスランド、ノルウェー、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドへの輸出は計で35%、37%(第8表)であるから、相手国通貨の利用は対日本輸出のように半分近くあるということになる。しかも、年を追って「その他通貨」建輸出が少し伸びている。前節で論じた「市場順応的価格設定」戦略をドイツ企業、フランス企業の一部が採っていることを示すのであろう。その意味では「グラスマンの法則」の一定の修正が進んでいるのだと考えられる。

以上、ユーロ地域の代表国であるドイツとフランスを見てきたが、これら諸国のユーロ建輸出は、中・東ヨーロッパの全域で大部分、イギリス、デンマーク、スウェーデン、日本、スイス、カナダ、オーストラリアの先進国向け輸出では半分ぐらいに達しており、その他のアジア、中東、西半球の途上国向け輸出でもユーロ建輸出が半分あるいは半分を上回るほど見られ、全世界に及んでいることがわかった。

IV、イギリス、日本の輸出におけるインボイス通貨

さて、次にイギリスと日本の場合を見ておこう。イギリスはEU加盟国でありながら、通貨統合に参加せず、しかもロンドンは「ユーロ・ユーロ取引」の最大拠点になっており、特異な地位を占めているからである。さらに、日本を取り上げるのは、ドル、ユーロとは差が開けられつつも第3番目の通貨国であることと、日本財務省は通貨別貿易に関してもっとも詳細な統計を公表していることから、この表を見ることによりこれまで論じたことの正否を確認できるからである。

第11表にイギリスの輸出に使われている通貨の区分が示されている(02年、01年)。ポンド建が約50%に達し、ドル建、ユーロ建を大きく凌駕している。しかも、同国の02年の輸出のうち

79%が先進国（ユーロ地域、デンマーク、スウェーデン、スイス、アメリカ、日本、カナダ、オーストラリア等）向けであり、アメリカを除く先進国向けは64%となっている（第12表）。いわゆる「グラスマンの法則」が現在でも適合しているようである。このことを確認していこう。

第11表 イギリスの輸出の通貨区分 (%)

	2001	2002
ユーロ	23	21
ドル	29	26
ポンド	46	51
その他	2	2

出所：第5表と同じ。

第12表 イギリス、日本の各地域への輸出額 (100万ドル, %)

	イギリス ¹⁾	日本 ²⁾
(1) ヨーロッパ	174,038 (63.1)	92,762 (16.4)
①ユーロ地域	144,878 (52.5)	60,918 (10.8)
②デンマーク、スウェーデン、(イギリス)	9,224 (2.3) ³⁾	17,812 (3.1) ⁴⁾
③スイス、ノルウェー、アイスランド	7,901 (2.9)	33,413 (0.6)
④中・東ヨーロッパ14カ国	9,533 (3.5)	6,703 (1.2)
⑤ロシア	1,488 (0.5)	3,157 (0.6)
⑥その他のヨーロッパの途上国	1,014 (0.4)	759 (0.1)
(2) アフリカ	6,201 (2.2)	6,598 (1.2)
(3) アメリカ	42,854 (15.5)	128,606 (22.7)
(4) カナダ、オーストラリア、ニュージーランド	8,369 (3.0)	21,757 (3.8)
(5) アジア	23,928 (8.7)	274,337 (48.5)
①日本	5,408 (2.0)	・・・
②その他	18,520 (6.7)	274,337 (48.5)
(6) 中東	9,959 (3.6)	15,424 (2.7)
(7) 西半球	4,650 (1.7)	19,853 (3.5)
(8) その他	5,796 (2.1)	6,474 (1.1)
(9) 合計	275,795 (100.0)	565,811 (100.0)

注1) 2002年 2) 2004年 3) デンマーク、スウェーデンへの輸出額 4) イギリスを含む。
出所：第6表と同じ。

前節のユーロ地域を検討したことから明らかなように、イギリスのアメリカへの輸出の場合もほとんどはドル建であろう（「市場順応的価格設定」が支配的）。しかし、イギリスのユーロ地域、日本等の先進国向け輸出においてはポンド建の比重が高いものと思われる。ドイツの02年のユーロ地域外からの輸入のうち「その他通貨」建は17.5%であり²⁶⁾、ドイツのアメリカ、ユーロ地域を除く先進各国からの輸入比率は20.5%である（第13表）。ドイツの「その他通貨」建輸入がこれら先進国からのものと考え、ドイツのこれら先進諸国からの輸入のうち、「その他通貨」建の比率は85%（17.5/20.5）もの高さになる。ドイツのアメリカ、ユーロ地域を除く先進諸国からの輸入の中でも、イギリスからの輸入は全輸入の6.4%と最も高く（第13表）、このうち80%近くがポンド建で行なわれているのであろう。第12表からイギリスの輸出のうちユーロ地域へは53%にも達しているから、この53%のうちの8割近くがポンド建である

と考えられる。さらに、中・東ヨーロッパ諸国もイギリスからの輸入においてポンド建がかなりの高さになっていよう（前述）。ユーロ地域と中・東ヨーロッパ諸国のイギリスから輸入のうち、ポンド建以外の部分がユーロ建になっているのであろう。

一方、日本の全輸入の0.6%がポンド建である²⁷⁾。他方、日本のイギリスからの輸入は全輸入の1.6%（02年）である²⁸⁾。日本のポンド建輸入はすべてイギリスからのものとすれば、日本のイギリスからの輸入の38%がポンド建ということになる。残りのうち大部分が円建、その他がドル建、ユーロ建になっているものと考えられる。

韓国についても日本と同じようにポンド建輸入の比率が知れる。韓国の輸入のうちポンド建は0.6%であり（02年）²⁹⁾、同国のイギリスからの輸入は1.6%である³⁰⁾。ポンド建はすべてイギリスからの輸入だとすれば、イギリスからの輸入の38%がポンド建ということになる。その他のアジア諸国もイギリスからの輸入においてポンド建が30%を超えているものと想像される。残りがドル建であろう。

第13表 ドイツの先進各国からの輸入¹⁾
(100万ドル, %)

イギリス	31,776	(6.4)
デンマーク	8,688	(1.8)
スウェーデン	8,457	(1.7)
日本	18,083	(3.7)
カナダ	2,690	(0.5)
オーストラリア	1,181	(0.2)
ニュージーランド	550	(0.1)
スイス	18,700	(3.8)
アイスランド	436	(0.1)
ノルウェー	10,854	(2.2)
計	101,415	(20.5)
アメリカ	37,803	(7.7)
ユーロ地域	204,912	(41.5)
総輸入	493,636	(100.0)

注1) 2002年
出所：第6表と同じ。

第14表 日本の輸出における通貨区分 (04年上半期, %)

	ドル	円	ユーロ	ポンド	オーストラリアドル	その他
世界	46.8	40.1	9.4	1.0	0.9	1.8
アメリカ	86.5	13.3	0.1	0.1	0.0	0.0
EU	11.0	27.5	54.8	6.3	・ ・ ・	0.4
アジア	44.6	53.4	0.4	・ ・ ・	・ ・ ・	1.6

出所：財務省「貿易取引通貨別比率」（2004年7月22日）より。

次に、日本の輸出を見よう。04年上期の通貨区分は第14表のようである。全世界ではドル建47%、円建40%、ユーロ建9%などとなっている。アメリカ向けは87%がドル建で、13%が円建で、2つの計で99%を超える。このことから小論第3節に記していた以下の推定は適切であることが知れよう。

「アメリカの全輸入のうち90.3%がドルで、ユーロは2.0%にとどまっている。また、アメリカのユーロ地域からの輸入は全輸入のうちの14.8%である（第10表）。アメリカのユーロ建輸入がすべてユーロ地

域からのものとして、この14.8%を分母に、2.0%を分子にすると、その比率は13.5%になる。つまり、ユーロ地域のアメリカへの輸出のうち約14%のみがユーロ建であり、約85%はドル建だと考えても実際と大きく異なることはないであろう。04年のドイツのユーロ地域外への輸出では24.1%がドル建であり、アメリカへの輸出はユーロ地域への輸出を除く部分のうち15.6%である。したがって、ドイツのアメリカへの輸出はドル建がほとんどで、15%前後がユーロ建で、ドル、ユーロ以外の通貨が多く利用されるとは思われない。ドイツに限らずユーロ地域諸国、その他の先進諸国のアメリカへの輸出においては輸出企業による「市場順応的価格設定」が支配的でインボイス通貨がドルになっているのだと考えられる。」

日本のEU向け輸出についてはユーロ建が55%、円建が28%、ドル建が11%、ポンド建が6%などとなっている。ここでは、グラスマンやその支持者たちが展開した「理論」およびその一定の修正（市場順応的価格設定）が進展していることがわかる。つまり、アメリカを除く先進国間貿易では、輸出国通貨か輸入国通貨が用いられるが、経済規模が輸入国において大きければ輸入国通貨が用いられることが多いということに加えて、輸入国通貨が利用されるといいう「市場順応的価格設定」戦略が進行しているものと思われる。イギリス向け輸出では、日本の輸出のうちポンド建が1.0%（04年）³¹⁾で、イギリス向けの輸出は2.7%³²⁾であるから、イギリス向け輸出の37%（1.0/2.7）近くがポンド建ということになる。イギリス向け輸出では円建がやや高いのであろう。

さらに、第14表から日本のアジア向け輸出ではほとんどが円建かドル建であり、EU地域外への輸出ではユーロ建はほとんど利用されていないことがわかる。ユーロが「第3国間貿易」において一定進展しているといっても、それは中・東ヨーロッパに限定してでのことであり、当然ながらアジアや西半球等ではドルが「第3国間貿易」において利用されているのである。

まとめ

以上の分析から以下の諸点にまとめられるであろう。第1に、ユーロは、ユーロ地域諸国の中・東ヨーロッパ諸国との貿易において高い比率で使われているだけでなく、中・東ヨーロッパ諸国の「第3国間貿易通貨」としてある程度の高さで利用されている。第2に、ユーロはユーロ地域諸国のイギリス、デンマーク、スウェーデンというEU諸国との貿易はいうまでもなく、アメリカを除く日本、オーストラリア等のその他の先進諸国との貿易においてもかなりの程度利用されている。第3に、ユーロ地域諸国のアジア、西半球等の対途上国貿易でもユーロが一定程度使われていることがわかった。

以上から、ユーロ建貿易は全世界に及んでおり、ヨーロッパ諸国に限定されたものではない

と言える。しかし、国によって若干の差異があるものの、ユーロ地域諸国、中・東ヨーロッパのEU圏諸国の貿易はヨーロッパ地域に集中しており、EU圏以外の諸国との貿易量が相対的に低く、ヨーロッパ以外の諸国の全貿易におけるユーロ建貿易比率はそれほど高くないのが現状である。さらに、ユーロの「第3国間貿易通貨」としての利用はドルに比べるとその広がりも狭く、ほとんどヨーロッパ地域に限られている。

ユーロ建貿易の現状は以上のようなものであるが、次に国際的債権債務（国際的信用連鎖）におけるユーロの地位はどのようなものだろうか。「ユーロ体制」論の構築に向けてさらに分析を進めていこう。

(2007年3月16日 脱稿)

注

- 1) 「ユーロ体制」について論じるとなると、ユーロの決済機構、TARGETについてまず論じなければならぬ。筆者はこれについて拙書（『ドル体制とユーロ、円』日本経済評論社、2002年に所収の第7章「欧州通貨統合とTARGET」）で論じた。決済制度が整備されないと通貨統合は実現しないにもかかわらず、TARGETについて論じた論文、著書はほとんど見当たらない。筆者によるそれ以後の「ユーロ体制」論の構築に向けての作業は以下の拙稿を見られたい。「欧州におけるユーロの地位とドル、ユーロによる重層的信用連鎖——「ユーロ体制」論構築に向けて——」『立命館国際研究』18巻1号、2005年6月。
- 2) 為替媒介通貨論の把握の仕方については筆者と中央大学の田中素香氏との間で「論争」に近い状態になったことがある。これについては同上拙稿の注2)を見られたい。
- 3) 同上拙稿「欧州におけるユーロの地位とドル、ユーロによる重層的信用連鎖」、および「環太平洋地域の外国為替市場——東アジアの通貨・為替制度を検討する素材として——」『立命館国際研究』19巻1号、2006年6月、参照。
- 4) 同上拙稿「欧州におけるユーロの地位とドル、ユーロによる重層的信用連鎖」
- 5) ドイツのユーロ地域外への輸出は全輸出の57%であり、そのうちの61%がユーロ建であるから、全輸出に占めるユーロ地域外へのユーロ建輸出は $57 \times 0.61 = 34.8\%$ となる。これに、ドイツのユーロ地域への輸出（44%）を加えると、ドイツのユーロ建輸出は全輸出の79%になる。
- 6) 拙書『多国籍銀行とユーロ・カレンシー市場』同文館、1988年、23-26ページ。
- 7) Mrs.S.A.B.Page, "Currency of Invoice in Merchandise Trade", in *National Institute Economic Review*, Aug.1977.西ヨーロッパ諸国間の貿易に当てはまった「法則」は80年代になると西ヨーロッパと日本との貿易においても当てはまるようになってきた。81年の日本の対西欧輸出では円建が58%、その他通貨建（ほとんどが西欧諸通貨）が28%となった（前掲拙書『多国籍銀行とユーロ・カレンシー市場』、39ページ）。
- 8) 同上拙書、26-29ページ。また、R.I.McKinnonは貿易財を主に1次産品と差別化可能な工業製品の2つに区分し、後者の場合にグラスマンが述べた議論が当てはまるとの論を展開している（同上拙書、35-37ページ）。

- 9) ECB, *Review of the International Role of the Euro*, Jan.2005. p.32-33.
- 10) *Ibid.*,p.33.
- 11) 「為替相場のpass-through」については、以下の論文を参照されたい。Seong-Hun Yun, "An Essay on Invoicing Currency Practices for Korean Exports", in The Bank of Korea, *Economic Papers*,No.59,Sep.2005.
- 12) Annette Kamps, *The Euro as Invoicing Currency in International Trade*, ECB Working Paper, No.665,August 2006, p 7 .
- 13) *Ibid.*,p.7.
- 14) *Ibid.*,p.40. 同様の表現が以下の文書にも見られる。ECB, *Review of the International Role of the Euro*,Dec.2005, p.47.
- 15) A.Kamps,*op.cit.*p.40.
- 16) 前掲拙稿「欧州におけるユーロの地位とドル、ユーロによる重層的信用連鎖」参照。
- 17) のちに見るように中・東ヨーロッパのイギリス、デンマーク等の先進国との貿易において、ポンド、デンマーク・クローネが利用される場合があるが、それは、中・東ヨーロッパの独占的企業がそれを求めるのではなく、イギリス、デンマーク等の先進国の輸入業者が為替リスク回避から本国通貨でのインボイスを求めるからであろう。
- 18) 為替政策との関連以外にも、ECBの諸文書に見られる「インボイス通貨論」(=「新しいオープン・マクロ経済学」における「市場順応的価格設定」論)には以下の視点が弱い。多国籍企業の企業内貿易の観点がほとんどない。また、旧宗主国との関連(とくにフランス)への言及がない。
- 19) この2つの表を比較する手法はL.S.Goldberg ("Trade Invoicing in the Accession Countries :Are They Suited to the Euro? " *NBER Working Paper* 11653,Sep.2005) に倣ったものであるが、L.S.Goldbergが示してくれているインボイス通貨の比率はユーロとドルのみであり、本国通貨、その他通貨が明らかにされていないという限界に加えて、各国の全輸出に占める各地域への輸出額比率を論じる際の地域分類が大きすぎるという欠点がある。より詳細に見る必要があろう(小論第6表についての本文における注釈を参照されたい)。さもないと微妙に異なる結論が出てくる可能性がある。例えば、L.S.Goldbergにおける「ユーロブロック」の中には中・東ヨーロッパだけでなくイギリス等のEU加盟国でありながら通貨統合に参加していない先進諸国も入れられており、これで判断すると、いくつかの中・東ヨーロッパのこれら先進諸国との貿易ではユーロ建が支配的だということになってしまう。実際はのちに見るようにこれらの先進諸国通貨が多く用いられている。少なくとも、中・東ヨーロッパのEU諸国とイギリス等のEU加盟国でありながら通貨統合に参加していない先進諸国とは別に分類する必要があるだろう。
- 20) 以下も同じであるが、小論では基本的に輸出についてだけ論じることにしよう。それは、輸入についても論じれば煩雑になり、また、紙幅の点でも無理があるからである。それに、輸出について論じたことがおおよそ輸入についてもいえるからである。
- 21) チェコを加えると14カ国になる。小論における13カ国(14カ国)といった場合はこれらの諸国をさしている。
- 22) 日本の財務省が公表している「貿易取引通貨別比率」では、世界全体以外にも世界をアメリカ合衆国、EU、アジアの3つに区分して、ドル、円、ユーロ等のそれぞれの比率を明確に示している。

ユーロ建貿易の広がりについて (奥田)

- 23) Kampsが示している42カ国の通貨区分も国によっては不十分である。アメリカについては03年の輸入のみであり、カナダについては01年の輸出のみであったりする。
- 24) 日本のEUからの輸入に占めるユーロ建は04年上期に32.4%である(財務省「貿易取引通貨別比率」)。ユーロ地域に限定するとその比率はもっと高くなるだろう。
- 25) 財務省「貿易取引通貨別比率」(2004年7月22日)より。
- 26) Kamps, *op. cit.*, p43.
- 27) 財務省「貿易取引通貨別比率」(2004年上期)より。
- 28) IMF, *Direction of Trade Statistics Yearbook 2006*より。
- 29) Bank of Korea, *Monthly Statistics Bulletin*, Sep.2005, p.122より。
- 30) IMF *op. cit.*, より。
- 31) 財務省「貿易取引通貨別比率」より。
- 32) IMF *op. cit.*, より。

(奥田宏司, 立命館大学国際関係学部教授)

On the Euro as Invoicing Currency in International Trade

The increase in the use of the euro in international trade has been one of the key characteristics of the international role of the euro in recent years.

The use of the euro as a currency for the settlement or invoicing of international trade transactions by euro area countries has shown a notable increase in recent years. The share of the euro in extra-euro area trade was over 50% in 2004.

In international trade for non-euro area EU countries and EU acceding countries, the share of the euro has continued to greatly exceed that of trade with the euro area countries. The euro has carried out the role of a currency in international trade by third countries.

(OKUDA, Hiroshi, Professor, College of International Relations, Ritsumeikan University)

